

庄内幕領の「酒田御蔵納」

— 庄内藩私領同様預地における —

本間 勝喜

はじめに

江戸時代の出羽国には、村山郡を中心に徳川幕府の直轄地である幕領（天領）が存在し、中頃のことになるが最大時には三十万石近い石高に及んだ。年貢の量も十数万石にのぼったはずである。

その年貢は、一部が年々石代金納されるとともに、残りの大部分が江戸や大坂に廻米されて幕府御蔵に納入されたし、少量ながら松前藩に払下げる“松前渡米”も行われた。江戸・大坂廻米は百姓にとってかなりの負担であった。

出羽のうち、庄内地方（田川・飽海両郡）にも大山、丸岡、余目の三領、合せて二万五千石（実高は約二万七千石）の幕領が存在した。なお、由利郡（現秋田県）にも高二千石余の幕領があり、両者合せても高二万九千石ほどであったので、一名を除き、専任の幕府代官は任命されず、通常は村山郡内に本陣屋（代官所）を置く代官が庄内・由利幕領を合せて支配する形がとられたし、またしばしば庄内藩（酒井家）の預地とされたのである。⁽¹⁾

近世後期の明和六年（一七六九）以降も天保十三年（一八四二）まで七十年あまり庄内藩の預地となっていた。

当時の庄内幕領のうち、余目領（五千石）の村々は年貢が皆金納となっていたし、余目領に隣接する丸岡領上余目組

も皆金納となつていた。⁽²⁾ 残る大山領（一万石）全体と丸岡領（二万石）の大部分は、一部石代金納が行われるとともに、一部が米納になつて江戸・大坂廻米や松前渡米に向けられていた。

ところが、文化十二年（一八一五）十二月に庄内藩に対し、預地を私領（庄内藩）と同様に取扱うことが許された（第一回私領同様預地）。庄内藩は預地である庄内・由利幕領を支配するのには、従来のように事毎に幕府の指示や許可を受けなくてもよいことになり、原則として庄内藩の独自の判断で預地支配を行うことができるようになったのである。それに伴い、年貢の納入法についても変更が行われた。江戸・大坂廻米は中止となり、松前渡米の割当でもなくなったのである。⁽³⁾

庄内藩の独自の判断で年貢米を処理することができるようになったのである。同藩は自領内で処理する方針をとつた。そのため、村々は、年によつて皆金納となつたり、一部米納があつた年でも、原則として酒田御蔵納など庄内藩領内にある同藩の米蔵に納入するだけで済むことになったのである。つまり、私領同様預地の時期の庄内幕領では、出羽幕領一般とはかなり異なる年貢制度が行われたのである。

本稿では、第一回私領同様預地の時期（文化十二年～天保十三年）における庄内幕領村々の年貢納入について、「酒田御蔵納」を中心に検討したものである。⁽⁴⁾ その仕法や実態を明らかにすると共に、酒田湊を基点とする庄内の川船輸送体制の問題にも論及したいと考える。

一 私領同様預地の時の年貢納入

庄内藩（酒井家）の出願を受けて、文化十二年（一八一五）十二月に庄内・由利幕領に対する私領同様取扱いが許さ

れたのであるが、その際、幕府勘定所と庄内藩の間で、年貢納入などに関する覚書が作成された。⁽⁵⁾ 庄内藩が幕府勘定所に納入する年貢額を定めたものである。それ以前二十カ年の年貢量を基礎としていた。

これによれば、庄内藩は預地である庄内・由利幕領八十二カ村（高二万九千石余）の年貢米を一万一四〇二石四斗五升二合六勺と定めているが、慣行により一石につき二斗の割合で出目米が加わり、斗立一万三六八二石九斗四升三合となつて、その代金を九五〇三兩と永一七九文六分と定め、この金額を預地の年貢として豊凶などにかかわらず、庄内藩は年々幕府勘定所に上納するものである。⁽⁶⁾ 従つて、庄内幕領からは幕府御蔵に納入するための江戸・大坂廻米は行われないことになつたし、松前渡米の割当でも行われなくなつたのである。

右のように、私領同様預地となり、庄内藩が幕府に年貢金を上納することになつたことは、本来管轄外であるはずの城下鶴ヶ岡大庄屋兩名の名前で幕領村々に次のように触れられた。

御触之覚⁽⁷⁾

当月三日御老中牧野備前守様より御留主居御呼出二付、今般御預所田川郡・飽海郡村々之義御旧領之訳ヲ以御私領同様、御年貢之義者永定免皆金納、由利郡村々之義も数年之御預所二付右同様御書付を以被為蒙仰候旨御飛脚到着申来候…

（鶴ヶ岡大庄屋）

文化十二年亥十二月

宇治・川上

これでは、簡単に庄内・由利幕領が庄内藩の私領同様預地となり、それに伴い年貢が「永定免皆金納」になつたことが記されているばかりで、年貢の金額などは明示されていないのである。重要な点であるが本稿では触れない。

この「永定免皆金納」は、前に記したように庄内藩が預地の年貢の分として幕府勘定所に上納することである。幕領村々が庄内藩預地役所に納入する際にも永定免皆金納になつたことを意味するものではなかつた。

それでも、幕府に納入する年貢が、「皆金納」となつたことから、庄内幕領村々が年貢米（御城米）を江戸・大坂に

廻米し、幕府の米蔵に納入する義務は免除されたのである。⁽⁸⁾ 例えば従来庄内幕領村々は年貢米の江戸・大坂廻米のため、酒田湊にある幕府の御米置場（瑞賢倉）を利用し、川船で積下した年貢米を一旦同所に野積し、海船が到着するのを待つことになっていたが、天保年間のもとと推測される「酒田湊御城米置場絵図面」⁽⁹⁾には、

是者先年大山附村々御城米置場所二御座候処、其後皆穀代上納相成、当時大貫次右衛門様御支配所東根附村々御城米置場所相成居申候：

と記されており、以前大山役所附（庄内幕領）村々が利用していた御米置場の場所が、皆穀代上納（皆金納）になったことから、現在は村山郡の東根役所附の村々が利用していることが知られるのであり、同所には当時大山役所付村々が利用できる場所は確保されておらず、庄内幕領村々の江戸・大坂廻米が長期的に免除されていたことが確認できる。

庄内藩は、本領と同様にし、庄内幕領に対し領外への年貢移送を命じなかつたのである。そのため、庄内幕領村々が年貢を庄内藩に納入する場合、一部米納の分があつても、酒田湊にある庄内藩の米蔵（新井田蔵）に納入するだけで済むことになったのである。

さて、庄内藩は、初め次のように申渡しているので、預地村々より納入される年貢を皆金納にさせることは基本的に考えておらず、従来どうりに年貢の一部を米納させ、それを酒田の新井田蔵に納入させようとしていたわけである。

口上之覚⁽¹⁰⁾

御預地村々より今度御米三千俵（石）余酒田御蔵入川下被仰付候趣奉承知候二付御願申上候、来ル子年御川下ヶ之節、川岸場請取切にて御米壹俵二付川舟運賃米壹升宛にて本納迄船中引請罷在候：

すなわち、庄内藩は当初、幕領村々より年々年貢米として米三千石を納入させ、酒田御蔵納を予定していたことが知られる。なお、三千石は庄内幕領の年貢の四分一程度にあたる。たとえ三千石が米納されたとしても、年貢の一部にすぎず、残る大部分は石代金納になっていたことを示している。すべて現物納である庄内藩領とは事情が異なっていた。

表1 丸岡領落野目村の酒田御蔵納

年度	米納率	皆済目録
文化12	28.6%	27石 酒田下米
13	0	記ナシ (皆金納)
14	0	記ナシ
文政1	0	記ナシ
2	?	?
3	0	記ナシ
4	0	記ナシ
5	0	記ナシ
6	29.1	27石 酒田御蔵納
7	29.1	27石 酒田御蔵納
8	29.3	27石 酒田御蔵納
9	?	?
10	0	記ナシ
11	0	記ナシ
12	30.4	27石 酒田御蔵納
天保1	16.4	14石4斗 虫付水損手当米
2	31.0	27石 酒田御蔵納
3	31.2	27石 酒田御蔵納
4	(100)	(皆米納)
5	32.2	27石 酒田御蔵納
6	38.1	27石 酒田御蔵納
7	32.2	27石 酒田御蔵納
8	32.3	27石 酒田御蔵納
9	?	?
10	61.2	27石 酒田御蔵納
11	32.7	27石 酒田御蔵納
12	39.2	27石 酒田御蔵納

(注) 年貢皆済目録(酒田市落野目文書)より作成。

ところが、実際には、種々の事情から、毎年酒田御蔵納が実施できなかったのである。表1及び表2から、文化十二年(一八一五)度から天保十二年(一八四一)度の二十七カ年をみると、一部米納があったのが十五カ年、皆米納が一カ年、そして皆金納が十一カ年という内訳となる。皆米納となった天保四年度を大凶作による例外とみて、平均して一部米納があった年と皆金納の年が一年ごとであったとみてよいであろう。

表 2 大山領角田二口村の酒田御蔵納

年度	皆 済 目 録 (酒田御蔵納)	年 貢 米 蔵 払 内 仕 立 帳
文化12	?	43石8斗。此俵91俵1斗2升 御廻米酒田新井田渡シ
13	?	ナ シ (皆金納)
14	?	ナ シ
文政1	ナ シ	ナ シ
2	?	50石。此俵104俵8升 御廻米新井田渡
3	?	ナ シ
4	ナ シ	ナ シ
5	?	ナ シ
6	?	43石8斗。此俵91俵1斗 酒田新井田渡
7	?	ナ シ
8	43石8斗	91俵1斗2升 酒田御蔵納
9	?	ナ シ
10	?	ナ シ
11	?	? (ナシ)
12	?	92俵 御廻米
天保1	?	ナ シ
2	?	92俵7升8合 御廻米
3	43石8斗	92俵7升8合 御廻米
4	103石7762米納	? (皆米納)
5	43石8斗	92俵7升8合 御廻米
6	43石8斗	92俵7升8合1勺 御廻米
7	?	92俵7升8合1勺 御廻米
8	43石8斗	92俵7升8合 御廻米
9	43石8斗	92俵7升8合 御廻米
10	43石8斗	92俵7升8合 御廻米
11	43石8斗	92俵7升8合 御廻米
12	43石8斗	? (御廻米)

(注) 鶴岡市郷土資料館「二口文書」より作成。

そこで、右のような酒田御蔵納の実際を検討することにした。

二 酒田御蔵納の仕法と実際

(一) 酒田御蔵納の仕法

文化十二年(一八一五)十二月というように年末になって許可されて私領同様預地となったのであったが、初年十二年度の庄内幕領の年貢は、大半が石代金納となったものの、後年の文書⁽¹¹⁾によると、

…文化十二亥年以來、御本領御同様御取扱中者米納三千石被仰付候…

とあるように、一部四分の一弱にあたる三千石が米納とされて、翌十三年春に酒田湊にある庄内藩の新井田蔵に納入された。村々に下付された年貢皆済目録には「酒田御蔵納」と記されているが、村々では「御廻米新井田渡シ」とか単に「御廻米」と称したものである⁽¹²⁾。幕領村々にもそれほど混乱はなかったのであった。

文化十二年以前の江戸・大坂廻米でも、酒田湊経由で行っていたし、また廻米の量も、御預地御同様已前江戸御廻米年々三、四千石宛被仰付、其間二ヶヶ年置大坂御廻米…⁽¹³⁾

というように、年々三、四千石程度であったので、酒田湊まで積下すまでには大きな変化はなかったからである。

さて、酒田御蔵納の実施に先立ち、文化十三年二月に庄内藩預地役所である川端役所より御蔵納の仕法につき次のような十二カ条の覚書が申渡された。

① 此間申達候通、来月上旬より酒田下米致候間、早々出役名主両人名前書出可申渡、朱丸旗相渡可申候

② 一河岸場廻シ之節、舟頭共色々願有之候而も決而取上不申、嚴重二貫目・升目相改相渡可申候、尤送状を証拠ニ酒田ニ而相納候事故、当年より別而改方入念可申事

③ 一出役名主より様石舟乗共江相渡候節、目形入念相改、能々包候而封印いたし可相渡候事

④ 一今度櫛引郡御藏借入御米相納候間、御藏番両人人柄慥成者吟味致、名前可書出候、給米ハ六、七拾日分日勘定ニ而沙汰可被致候

⑤ 一当年溜藏無之二付、川下米ハ本納模様ニより時々指舟いたし候事

⑥ 一下敷之儀、是迄丸太木相用候得共、以来新井田御藏入ニ付萱相用申候事

⑦ 一御廻米相止、新井田御藏納ニ相成候得とも村々過分之潤ニ付、以来川下米壹俵ニ付下敷米四合宛取立、酒田江差下可申事

⑧ 一出役名主是迄外御分同様ニぶっさけ羽織踏込ニ而相勤候得とも、以来両様とも無用之事

⑨ 一升量・升廻共、是迄通出役名主引受候而、依怙臍臍なく相勤可申候、不念之次第無之様、猶又申付置候段、舟方へ茂申達候

⑩ 一酒田出役名主詰中色々失脚、自分共見届印取候上者取立可申事

⑪ 一差溜米日々自分共見届、出役名主へ預置入用遣ひ方は迄通見届印指出可申事

⑫ 一酒田川下仕法、委細別紙を以申談候通、得与評儀可致候

文化十三年二月 川端御役所より被仰出書

第一条では、三月上旬より年貢米を酒田へ積下すので、酒田御藏納に立会う出役名主二名を選び届け出ることを指

示している。なお幕領村々からの御城米ということで年貢米を積下す川船には朱丸の旗を立てさせたのである。

第二条では、川岸場で年貢米を川船の船頭に引渡す際に厳重に貫目、升目の改めを行うことを命ずると共に、船頭にそれらを記した送状を携帯させて酒田御蔵納することを指示している。その後の改めに役立てるためである。

第四条では、今回の酒田御蔵納のため急遽新井田蔵のうち櫛引蔵を借受けて行うものであったが、そこで人柄の慥かな者を選んで蔵番二名を付置くので、その給米として六、七十日の分を予定するようにと指示している。五月か六月頃まで米蔵に保管する積りであったことが知られる。年貢米の処理方法が決つていなかったものか。

第五条では、正式に御蔵納する前に、年貢米が順次到着次第に仮に保管して置く予備の蔵の準備がないことから、御蔵納の進み具合をみて川船を手配するというものである。酒田御蔵納となる年貢米は幕領村々の分だけでなく、本領村々の分もあつたので一層混雑が予想されたわけである。前条の櫛引蔵の借受けの件とも合せ、今回の酒田御蔵納が十分な準備もなく、急ぎ決められたものであることが窺える。しばしば皆金納になつたのもそのためであらう。

第七条では、江戸・大坂廻米を中止し、酒田御蔵納になつたことにより村々がかなり負担減になつて利益になつたとして、年貢米一俵につき下敷米として新たに四合ずつを取立てるので、年貢米と一緒に新井田蔵に納入するように指示している。村々の文書には四合米と記されている。本領では前々から取りたてているものである。

第十条では、酒田湊に出役する名主二名に要する経費は、川端役所の役人の見届印を受けたうえで、預地村々より取立てることを指示している。過大になつたり、不正などのないようにとのことである。

第十二条では、酒田御蔵納に際しての、川船による年貢米の酒田川下げの仕方は別紙をもって申渡すとしている。なお、川下げに利用される河川は、最上川及びその支流の赤川、大山川、京田川であつた。

確かに、同じ文化十三年二月付で「今度酒田川下米舟之儀二付評議太意」⁽¹⁵⁾と題する七カ条の川下げ仕法書が庄内幕領に下付され、村々より請書として改めて預地役所に提出させている。川船によつて各川岸場より年貢米を新井田蔵ま

で積下す時のやり方を定めたものである。

川下げ仕法書七カ条のうち、第一条では、従来年貢米一俵につき八合という川下げ運賃米を当分一升に引上げることが命じられている。第二条では、逆に従来貸出した苦菰の損料として年貢米一俵につき錢五〇文を取立ててきたが、今は免除するとする。第四条と第六条では、船中で生じた欠減の分や水難事故などによる流失米・沢手米（濡れ米）が生じた場合には船頭の方で弁済する⁽¹⁶⁾とある。これは以前から庄内では年貢米一俵につき運賃米八合を引渡すことに伴い、船頭による船中請負が行われており、酒田御藏納に際してもそのまま引継がれたものであった。

川船の運賃米の引上げに関連して、同じ文化十三年二月付で幕領村々より預地役所あてに次のような請書を提出した。
指上申御請書之事⁽¹⁷⁾

御預地御廻米合入之儀、數百里海上を乗廻し相納候二付、船中欠減御座候而ハ買納多迷惑仕候間、村々申合、前々より御救彗俵五斗式升入二而郷藏詰仕来候所、今般御私領御同様御取扱被仰出、御廻米相止、当春より米納候分新井田御藏江相納候様被仰付、升目之儀者金納米同様五斗彗升入二而御藏納可仕旨、尤右升目末々迄決而弛不申様被仰渡、万一御廻米御座候節ハ前々仕来候通五斗式升入二而御藏詰可仕旨被仰渡承知奉畏候、莫大之御憐愍村々一同難有仕合奉存候、依之御請書奉差上候所、仍而如件

文化十三年二月

(村々二役人)

(惣代名主四人)

御預地御役所

これによれば、江戸・大坂廻米の際には御藏納まで多くの日数を要したことから、欠減の分が多くなるので、それまで年貢米は一俵五斗二升入として村々の郷藏に納入したが、今回江戸・大坂廻米が中止となり酒田御藏納となったので、

欠減はほとんど生じないとみられることから、金納米と同様に五斗一升入で御蔵納することになったのである。なお、江戸・大坂廻米が復活した場合にはまた五斗二升入で郷蔵納するとしている。

(二) 酒田御蔵納の実際

一見したところ、右の請書では一俵の容量が五斗二升から五斗一升到一升だけ軽減されたようである。しかし、五斗二升とあるのは村段階での郷蔵納の際で、五斗一升の方は藩の米蔵段階での御蔵納の際のことである点に注意を要する。例えば、大山嶺新興屋・菖蒲沼両村で酒田御蔵納する際の年貢米（御城米）の送り状（写）がある。

御城米送状之事⁽¹⁸⁾

一 御米式拾壹表三斗壹升 新興屋村舟場

米壹升九合四勺 欠米

ノ式拾五表三斗式升九合四勺

一 御米五拾三表三斗壹升五合 菖蒲沼村舟場

米壹升九合七勺 欠米

ノ五拾三表三斗三升四合七勺

二口ノ七拾五表壹斗六升四合壹勺

外ニ壹表壹斗式合八勺 運賃米

内

上目壹表 拾九ノ六百目

此升廻シ五斗壹升八合

中 拾九ノ四百目

此升廻シ五斗壹升七合

下 拾九ノ貳百目

此升廻シ五斗壹升六合

ノ米壹石五斗五升壹合

平均米五斗壹升七合

貫目ノ五拾八ノ貳百目

一様石 十一ノメ

一目札印○

右者御城米新興屋村・菖蒲沼村於船場二川船頭立会、表数・貫目・升廻シ相改メ、書面之表数壹表毎二目札差、積下シ申候間、其御地着岸之節御改之上、御請取可被成候、以上

亥四月

酒田新井田詰

名主弥左衛門

名主庄右衛門

成沢藤助殿

中條与吉殿

兩村合せて七五俵余の年貢米のうち三俵を取出し貫目を改め、升廻しを行ったのである。これによれば、平均の升目が五斗一升七合、貫目が一九貫四百目であった。つまり一俵五斗一升入で御藏納するために、川岸場で引渡す段階で少なくとも五斗一升六合、平均して五斗一升七合の容量があったとみられるのである。

表3 酒田御蔵納による負担の増減

負担増		負担減	
運賃米	2合	容量	3合～4合
四合米	4合	欠米	2升5合余
		苦菰損料	錢50文
小計	6合	小計	2升8合～2升9合、50文

(注) 年貢米1俵につきの数値である。

参考までに、大山領角田二口村(現三川町)の寛政十年(一七九八)～文化五年(一八〇八)のうち升廻しの成績が明らかとなる七カ年をとると、享和二年(一八〇二)の五斗八合六勺六才を例外として、他の六カ年は五斗一升一合一斗一升七合であり、七カ年の単純平均は五斗一升三合五勺となる。⁽¹⁹⁾つまり、酒田御蔵納が始まる前後で、一俵の容量に大きな差はなく、先の請書のように一升も減ずるのではなく、せいぜい三、四合程度であったのである。

先の送り状には、欠米も記されていた。欠米は御蔵納に際し、規定の容量に足りない時に補填するために年貢米と一緒に廻米されるものである。江戸・大坂廻米においては出羽幕領の欠米は年貢米一石につき五升四合の割合となっていたので、庄内幕領の場合、一俵四斗八升入ということから一俵につき二升六合の割合で課されるのである。ところが、酒田御蔵納となって、欠減がほとんど生じないことから、欠米は一俵につき一合以下となっていたのである。

以上を整理すると、年貢米一俵についてみれば、江戸・大坂廻米が中止となり、酒田御蔵納が始まると、負担増となったのは運賃米、四合米で合せて六合であるが、負担減となったのは一俵の容量、欠米、苦菰の損料で合せて二升八合余～二升九合余と錢五十文である。差引くと、二升二合余～二升三合余と錢五十文の負担減となったことになる(表3を参照)。例えば、持高十石の標準的な百姓も免四ツとして、酒田御蔵納の分として年貢米二俵ほど納入することになり、四、五升ほどの負担減となるはずである。

そればかりでなく、江戸・大坂廻米では御蔵納のため納名主が出張し、半年程度の長期滞在となり、その経費も多く掛ったし、欠減が多くなって、しばしば用意した欠米ばかりでは足りず、江戸や大坂で別に買米する必要などもあり、その費用が後に百姓たちに追加して課されたのである。角田二口村をとると、寛政七年(一七九五)～文化五年(一八〇八)において、江

表4 酒田御蔵納における蔵入諸経費

(1) 人件費	
名主給金(2名)	3兩
丁持手当	1歩2朱
宿手当など	2朱
下男・下女手当	600文
人足代	1ノ900文
丁持江被下銭	1ノ168文
朱丸届賃	200文
(2) 諸経費	
賄代(名主2名)	2兩70匁
蠟燭代	320文
筆墨代	250文
薄縁代	1ノ600文
紙代	490文
藁筵代	500文
細引	200文
茶代	1歩、350文
樽代(酒)	3ノ200文
(3) 祝儀	
差配人(上林)	200文
宿元	200文
丁持	1ノ300文
舟乗	1ノ100文
計(金に換算)	8兩45匁9厘

(注) 天保11年4月「去亥御年貢米之内当子酒田出役中雑用書上帳」(大山、羽根田家文書)より作成。金1兩は銭6貫760文で両替されているとみられる。

戸・大坂廻米の経費として永一貫四〇八文三分一永三貫九六六文八分が取立てられているし、納不足の分も、十三年のうち寛政七年、同九年、同十年、同十二年、文化三年の五カ年で生じており、やはり永五八三文五分一永二貫五〇二文一分を追加で負担していた。⁽²⁰⁾ 平均すると一・六年に一回の割合となる。百姓たちはなるべく江戸・大坂廻米を少なくして負担を回避しようとした。

それに対し、酒田御蔵納になると、二名の名主が酒田に出役するだけであり、しかも、その期間は江戸や大坂への出張に比べて、はるかに短いものであったので、酒田御蔵納に要する経費は格段に少かったのである。

例えば、天保十一年(一八四〇)四月の酒田御蔵納に際しての出役名主等の経費は表4のようであった。合せて金八兩四五匁九厘であり、当時酒田御蔵納を行っていた庄内幕領のうち五十カ村の平均は一兩四匁一七

両ほどにすぎなかった。銭にして一貫一五〇文ほどとなる。

従って、江戸・大坂廻米が中止となり、酒田御蔵納となってかなり負担が減じたことは疑いないところである。

ところで、先に紹介した年貢米川下げの送り状は四月付であった。文化十三年には三月上旬より川下げを行うことにしていたことに比べると、かなり川下げの月が遅れたことになる。例えば、天保九年（一八三八）も大山領新興屋村には酒田出役名主より四月九日付で川下げのことが次のように通知された。⁽²¹⁾

一米廿五表壹斗四升五合 四合米共

外二九合壹勺 欠米

前書之通御城米積舟十日着之積、川舟為差登申候間、表数・貫目並升廻目形等入念相改、御積下可被成候 以上

明日四月十日に川下げするつもりで準備するようになるという連絡である。少なくとも天保年間には年々川下げの時期が当初の仕法書よりも一カ月ほど遅れるようになっていたことが知られる。⁽²²⁾

江戸・大坂廻米を行っていた頃には大体三月下旬に川下げが行われていた。その時に比べても、酒田御蔵納では半月以上遅くなっていったといえる。江戸・大坂廻米の時は幕領御城米ということで優先的に川船を配船し、なるべく早く川下げしていたものであろう。私領同様預地となり、幕領米といえども酒田御蔵納ではそのような優先が行われなくたって、かえって本領村々の分の川下げが優先され、預地の年貢米川下げが後廻しにされた可能性も考えられる。なお、川船の運航にも問題があったが、その点は後述したい。

庄内幕領で年貢米を川下げするのに利用される川船は酒田小舟方に所属するものであり、一艘に年貢米五十俵程を積むものであった。最上川を就航する川船に比べて小型であった。例えば、同じ天保九年四月九日付で、大山領尾花・菖蒲沼両村の分の年貢米の川下げにつき、川船差配役より預地役所に次のように届出られた。⁽²³⁾

西沼村川船場

一 御米七拾四表三斗三升五合 尾花村

内五拾表積 惣右衛門

廿四表三斗三升五合 彦 作

外二式升壹合 欠米

面野山村川舟場

一 御米貳拾五表壹斗四升五合 菫蒲沼村

此分前彦作舟江積合申候

右御預地御米積舟差向申候間、舟積可被仰付候 以上

戊四月九日 上林勇右衛門

御預地御役所

すなわち、尾花村の年貢米七四俵三斗余のうち五十俵は船頭惣右衛門の川船で川下げされ、残る二四俵三斗余は菫蒲沼村の年貢米二五俵一斗余と一緒に船頭彦作の川船で川下げされるといのである。川船一艘に五十俵積が基準となっていたことが確認される。なお、この場合、大山川及び赤川により川下げするものである。

ところで、このような川下げの運賃は文化十三年（一八一六）に年貢米一俵につき八合より一升に引上げられていたが、酒田小舟方では文政五年（一八二二）五月に欠減が多く、損金が出るとして再度の引上げを願出た。⁽²⁴⁾

…御川下ヶ之節、川岸場請取切にて御米壹俵二付川舟運賃米壹升宛にて本納迄船中引請罷在候処、欠米多分出来、其上御蔵前諸掛物相払候二付過分之損金相立申候、依て当年御川下運賃米、左ニ奉願上候

一 御米壹俵

此運賃壹升貳合 外御蔵入賃六文

但、川岸場請取切、御蔵入本納迄郷方掛物なし

右之通被仰付被下置、貫目・升廻等村々川岸場より御蔵前迄不同無之様仕、船中引請為積下申度候、乍憚御□宜御沙汰被成下置度奉願上候 以上

辰五月

杉本善右衛門

年貢米一俵につき運賃米を二合引上げて一升二合とし、蔵入賃を新たに錢六文を取立てたいというものであった。それに対し、幕領村々の年番名主たちは、

…運賃米之儀、是迄ハ御米壹俵ニ付壹升宛之所、去子年初て引請致し不足致し候とて、右体之願余勝手ニも相聞、猶又外ニも請負願出候者も御座候へ者難相成儀奉存候へ共、壹升貳合之処ハ指出し可申候間、蔵入錢は指出し不申事ニ仕度旨一統申聞候…⁽²⁵⁾

と、文化十三年に運賃米を引上げたばかりなのに、数年して又値上げというのでは、あまりに勝手な言い分であり、酒田小舟方以外にも船中請負で年貢米の川下げを行ってもよいという業者もあるにはあるが、今回だけは一升二合への運賃引上げは了承し、蔵入錢六文の徴収の方は了承しないという意見であった。

右のような郡中村々の意向を受けて、預地役所でも「貳合増 都合壹升貳合にて一式引請」⁽²⁶⁾という条件を確認したうえで蔵入錢六文の方は却下し、米二合の値上げを許したのである。

このような運賃米引上げの背景として、近世後期に入り酒田小舟方に所属する船頭たちの困窮化があったのである。その点に対する多少の同情もあり、何よりも酒田御蔵納となって御蔵納に掛かる費用が格段に軽減したことから、幕領村々でも多少の運賃引上げはやむをえないということであったとみられる。

ところで、文政六年（一八二三）の十月とみられるが、年貢米の米拵・俵拵につき預地役所より幕領村々に対し次のような注意が申渡された。

御預地御同様已前江戸御廻米年々三、四千石宛被仰付、其間ニ耆ヶ年置大坂御廻米納不足買納並右両所納名主入用等過分ニ相掛難渋至極之処、御同様以来御廻米相止、兩年酒田御藏納被仰付、御廻米之比トハ郡中多分之益方ニ相成一同難有仕合ニ奉存、末々不致謀却米拵・俵拵等之義格別入念相納可申候処、近年替石代被仰付不残払米いたし、米拵・表拵不吟味ニ而宜敷事之様相心得、酒田御藏納之分も自然与払米之氣前ニ移り候様被存、甚心得違之事ニ候：御藏納之節一村限り嚴重と吟味いたし格別人念候様可被取計候、若心得違米拵・表拵不宜村方も有之候者取納不申候間、此段急度可被申達候 以上

十月

御預地御役所

江戸・大坂廻米が中止となり、酒田御藏納となつて経費などが大幅に軽減し、郡中村々の利益になつてゐるのに、年により替石代（皆金納）を命じられることもあり、年貢米全部を村方で販売するようになったことから、近年米拵・俵拵が粗末になつてゐるとして、場合によつては御藏納を拒絶すると述べて、米拵・俵拵を嚴重に行うことを指示している。

幕領村々でも、皆金納の年があるというばかりでなく、御藏納すべき場所が江戸や大坂から酒田に変わり、距離が大幅に短縮され、海船に積込むこともないなどから、米拵はともかく、俵拵等も少々粗末になつてゐたものであろう。

三 大山村酒屋の酒屋米拝借——「酒田御藏納」との関連——

酒田御藏納となつた庄内幕領の年貢米はどのように処理されたものか。当初は、同じく酒田御藏納となつてゐた本領

の年貢米と同じように、米価の動きをみて、酒田で地払いを行ったり、或いは大坂に向けられたりしたものと推測される。いずれにせよ御蔵納され年貢米を換金し、所定の年貢金を幕府勘定所に上納しなければならなかった。

ところで、大山村は庄内・由利幕領の中心であり、幕府代官支配の時には、同村に出張陣屋である大山役所が設置されて、同役所が庄内・由利幕領八十二カ村を支配したのであったが、大山村は同時に、江戸時代の奥羽を代表するような酒造地であった。⁽²⁸⁾十九世紀前半にも三千軒以上の造酒屋が存在していたし、酒造量は一万石ほどになっていた。⁽²⁹⁾文化九年（一八一二）二月二十八日朝に、“善太郎火事”と呼ばれる大火が起り、三百数十戸が焼失したのである。⁽³⁰⁾この大火で造酒屋も多く類焼したので、再建に苦心するところであった。⁽³¹⁾

そのため、大山酒屋たちは文化十一年より毎年のように庄内藩から酒造米を拝借するようになった。私領同様預地となった直後の文化十三年九月にも次のような拝借米願いをした。

乍恐以書付奉願上候御事⁽³²⁾

大山村の儀は兼て奉願上候通、御城下跡にて田畑も不足、家数多にて小前の者稼方も無之、酒屋日雇又は酒持運び等稼ぎを以て渡世仕り罷在候処、五個年以前大火以来一統難澁至極に御座候処、去々戊年（文化十一）より拝借米被仰付被下置、御威光を以て相続仕り難有仕合に奉存候、又々奉願上候も恐入奉存候得共、当年も拝借米式千五百俵被仰付被下置、上納の儀は六月中迄平均御直段を以て七月中上納被仰付被下置候はゞ別て難有仕合に奉存候、此段宜しく被仰上可被下候 以上

文化十三年子九月

大山酒屋惣代

（六名）

（中略）

（惣代名主四名）

御預地

御元締所

御代官所

来七月に平均値段での代金上納を条件にして二五〇〇俵の拝借米を願い出たのであったが、同年十一月に二千俵の拝借が許されたのであり、以後も年々一五〇〇俵程度の拝借米が許されたのである。史料上では、拝借米は文政六年（一八二二）まで確認できるが、その後、一時中断したのである。⁽³³⁾ おそらく、大火から十年余り経ち酒屋たちもかなり立ち直ってきたからであろう。また当時比較的米価も安く酒造米の確保もそんなに困難でなかったのである。

その間の文政二卯年十月の場合、⁽³⁴⁾

：当卯御成箇新井田御蔵米の内、大山・砂押・下小中・栃屋・友江・柳原、右六ヶ村にて凡千四百式拾俵程御座候に付、右の分酒屋共へ拝借米に御指向被下置候はゞ酒屋共は勿論、郷方百姓共格別の益方も有之：

と、どうせ拝借するのであれば、大山村やその周辺村々の酒田御蔵納に向ける年貢米を酒造米として借受けたいと願っている。村々では酒田川下げの手間が省かれるからである。しかし、この年を除けば、大抵は隣接する庄内藩領山浜通村々の年貢米を借り受けるものであったので、酒造米の拝借といっても特に幕領村々の年貢米を借受けようとするものではなく、この時点では大山酒屋たちの拝借米と酒田御蔵納には直接の関係はほとんどなかったのである。

ところが、天保飢饉となると、また大山村酒屋たちは酒造米の確保に難渋したのであり、そのため酒屋たちは再び庄内藩よりの拝借米を願い出て確保するようになった。例えば、天保二年（一八三一）以降のこととして、

天保二卯年御廻米式千俵拝借仕候

五月上納酒田札

同十亥年御廻米千俵拝借仕候

同断千俵に付拾四俵寸志米

同十二丑八月御廻米酒田下げに相成候分千俵御値段段金拾兩に付、三拾八俵値段にて拝借仕候⁽³⁵⁾…

と、天保二、同十、同十二の三カ年の分が記されているが、いずれも幕領村々の酒田「御廻米」より拝借している。その「御廻米」については、大凶作のため皆米納となった天保四年の時にも⁽³⁶⁾、

…天保四巳年御料御廻米式千俵拝借仕候…

と記されているように、幕領村々の「酒田御蔵納」された年貢米の一部を拝借したものであった。

しかも、天保六年（一八三五）十一月の拝借米の願書⁽³⁷⁾には、

大山酒屋共之儀、年来御米拝借奉願、以御威光家業相続仕一同難有仕合奉存候、一体大山村之儀ハ至而米寄せ不自由之場所ニ御座候処、当年格別之凶作ニ而売米等透与無之、且又米高直之年柄ニ而酒造仕入方甚以難渋仕候付、依之奉願候、御預地村々御年貢米当納之内酒田御廻米被仰付、酒田御廻米被仰付候三千石高之内大山村・同郷八ヶ村・丸岡四ヶ村、右村々之内ニ而御米式千俵拝借被仰付被下置度奉願上候…

というように、大山村やその周辺などを含む庄内幕領の年貢米二千俵を拝借したいというものであった。それらを拝借できれば、村方はわざわざ酒田御蔵納する必要もなくなるし、更に拝借米を酒田から運び戻す必要もないというわけで、それだけ手間や時間が省略され、大山酒屋にとつてはその方が都合が良かったわけである。

従つて、酒田御蔵納の前半にはともかく、後半の天保年間には、意識的に願い出て大山村は酒田御蔵納となる分のうち、大山村やその周辺村々の年貢米を借り受けるようになっていたのである。

もともと庄内藩は預地の分の年貢を幕府勘定所に年々金納しなければならなかったので、村々より納入された石代金納の分に加え、酒田御蔵納となった年貢米も早晚換金しなければならなかったが、損失のないように有利に換金する必

要があつたわけである。大量の米を販売すれば米価の下落を招くおそれがあつた。

大山酒屋への年貢米の貸付も、そのような預地年貢米の有利で確実な換金方法のひとつであつたといえる。

四 「加茂届ケ」の実施

文化十三年（一八一六）に始まつた酒田御藏納であつたが、翌文化十四年より三カ年は皆金納となつたので、その間は酒田御藏納はなかつた。文政二年（一八一九）は再び酒田御藏納が実施されたが、文政三年～五年はまた皆金納というように、酒田御藏納は当初の見込みと異なり、断続的にしか実施されなかつた。

皆金納が多くなつたのは、幕領村々がそれを望んだこともあるが、やはり新井田藏のうちに預地専用の米蔵がなく行われたように、準備の体制がとつていなかつたことにもよる。

そして、年貢米の酒田川下げを担当する川船にも問題があつた。庄内幕領村々の川下げを担当していたのは酒田小船方に属する川船であつたが、近世後期になつて小舟方の困窮が進んだのである。しかも、特定の川船業者が年貢米の川下げを請け負うところの宿舟制が一般化して、二百七、八十艘あつた川船のうち百五十艘ほどが年貢米の川下げ業務から排除されていて（「手明キ船」）、一層困窮していたのである。⁽³⁸⁾ そんな中で、他にも積荷をしようとしてか川船が年貢米を積んだまま途中で正当な理由なく停船したり、また刺米などにより欠減が多く発生するなどの問題があつて、村々はなるべく小船方の川船の使用を避けようとする動きもみられた。⁽³⁹⁾

文化十三年三月といえは預地村々で初めて酒田御藏納を行うため年貢米の川下げが始められることになつていた月であるが、「手明キ船」の者たちが酒田町奉行所に預地年貢米川下げ業務に加えてくれるようにと願書を提出し、それが

取上げられないことから酒田の浜千日堂で一五〇人余が集会を開く動きを見せたのである。⁽⁴⁰⁾しかし、結局、すべての小舟方の者に参加の機会を与えて順番に川下げを行わせるといふことにはならなかったのである。

そんなわけで、宿船制のもとで稼動する川船も限られていて、川下げ作業が順調に進まなかったと見られる。

それらの事情があつて、預地村々で米納が行われても、酒田御藏納は行われず、加茂湊の御米蔵に納めるところの、「加茂廻し」が行われることもしばしばであつた。天保十年（一八三九）の新興屋・菖蒲沼両村（現鶴岡市平田）の場⁽⁴¹⁾合、

御廻米

取石六十四石六斗 新興屋村分

此俵百三十四俵式斗八升 但シ四斗八升表也

一米百拾四表壹斗三升六合 御廻米かも廻し

湯野浜村ニ而相渡ス

一同式拾壹表三斗壹升 酒田下シ

面野山川端渡ス

二口ノ百三拾四表式斗八升

内壹升九合四勺 欠米

内壹斗九升三合六勺 運賃米

菖蒲沼村分

一米五拾三表三斗壹升五合 酒田下シ

外ニ壹升九合七勺 欠米

外三斗八升壹勺 運賃米

と、ほとんど一村同然である新興屋・菖蒲沼両村であったが、この年、菖蒲沼村では年貢米五三俵三斗余がすべて酒田御蔵納になったのに、新興屋村では、年貢米一三四俵二斗余のうち二一俵三斗余が酒田御蔵納とされたが、残りの一四俵一斗余は「御廻米かも廻し」となり、湯野浜村（現鶴岡市）で引渡されたとする。同村から湯野浜村までは駄送り、湯野浜村から加茂湊までは海船を利用したものとみられる。海船は湯野浜村の漁船を使用したようである。

右の両村は前年天保九年(42)にも、

一米二拾五俵壹斗四升五合 菖蒲沼村分

御廻米酒下田下出シ

外二

一同二拾八俵壹斗七升 同村加茂届ケ

外二

一同三拾五俵四斗四升六合 不残

新興屋村加茂届ケ

と、菖蒲沼村では半分弱の二五俵余が酒田御蔵納となり、残る二八俵余が加茂届けとなっていて、新興屋村では全部が加茂届けとなったのである。新興屋・菖蒲沼両村では酒田御蔵納よりも加茂届けの方が多くなっていた。

加茂湊（現鶴岡市）は庄内では酒田湊に次ぐ湊である。庄内藩の米蔵が設置されており、山浜通、京田通など庄内藩領の一部では以前から年貢米の加茂御蔵納を行っていたのである。文政九年（一八二六）に酒田の新井田蔵の役人の記録(43)に、

是者京田・山浜両郡中之内より其年二寄、加茂出被仰付、大山村より加茂江馬継送り仲間目付出役、酒田同様之趣意

二而御蔵入見届、加茂潤役人衆者差米二向て米吟味ニ取掛り善悪改米拵不宜候者反米ニ致し、あら・くだけ除拵直し申し付候役也

とあり、庄内藩領京田・山浜両通村々は年により加茂出しを命じられていたので、酒田御蔵納と同様に役人が加茂湊に出役して御蔵納を見届けるとしている。加茂御蔵納の村数や量が増加しつつあったことがうかがえる。

右のような庄内藩領の村々に準じて、大山領などの庄内幕領村々の一部でも役所の了解のうえであるうが天保年間に入ると加茂届けを始めたものと考えられる。湯野浜村まで駄送や雪車で送り、湯野浜村より漁船で運んだはずである。

天保六年（一八三五）三月のこと、大山領で唯一の海村である湯野浜村では、村役人が村方の者に次のように指示していた。⁽¹⁴⁾

：近年御城米加茂津出、今度格別之趣意を以、又々右村江津出被仰付候ニ付承知奉畏候、依之村方御蔵番者勿論、津出大山組・京田組□□所御下村々、米性繩表拵方吟味□之儀者壹表ニ付十七文宛村々ニ而差出、外ニ五文ハ御役所より、*ベ*式拾式文宛近年被下置候ニ付、少茂粗拵無之様大切ニ相心得可申旨被申渡候者也

未三月（天保六年）

破損もあり意味が解しにくいところもあるが、少し前より大山領村々に年貢米の加茂届けが行われるようになったので、そのため、年貢米の海船運賃として一俵につき幕領村々より錢十七文、預地役所より五文、合せて二十二文が与えられることになったとして、村民が運送に従事する場合には大事に勤めることを指示しているのである。

加茂届けが恒常化したため、幕領村々よりの出役名主として酒田ばかりでなく加茂湊にも二名程度出張させた。例えば、天保十年（一八三九）二月のこととして、⁽¹⁵⁾

東沼村与右衛門殿江申遣候、兼而御城米加茂廻シ出役之儀、一面野山村浅右衛門殿・貴家右両人差出シ度旨奉願候処、早速被仰付候間、依之乍御苦勞此段頼入奉存候、尤来月節句後より相廻シ候様ニ相聞申候、何分よろしく奉頼入候

以上

(年番名主) 金右衛門

名主与右衛門(殿)

とあり、預地役所の許可が下りたので、面野山村名主浅右衛門と東沼村名主与右衛門の兩人が加茂湊の出役名主を務めることになったとして、京田組の年番名主が組内の東沼村名主与右衛門に伝えたものである。右の兩名主とも大山領の者であり、加茂届けを行うのは加茂湊に近い大山領村々が中心であり、せいぜい丸岡領の一部が加わる程度であったと推測される。⁽⁴⁶⁾ 酒田湊に近い丸岡領落野目村(現酒田市)では酒田御藏納ばかりであった(表1参照)。

加茂届けであれば、酒田御藏納と異なり、年貢米の川下げの必要はなく、駄送や雪車送りが行われ、一部利用される海船も同じ大山領湯野浜村のものを利用することから、村々にとっては安心であったはずである。

前述のような、大山村酒屋たちの拝借米も、「酒田御藏納」の分よりの拝借とあっても、実際のところ天保年間には多く加茂届けの分の拝借であった可能性がある。大山村までの駄送などで済み、海船の利用は必要ないことになる。

参考までに、庄内幕領に対する庄内藩の第一回私領同様取扱いは天保十三年(一八四二)に解かれ、幕府代官の直支配となる。しかし、二年ほどで天保改革が中止となったことから、早くも弘化元年(一八四四)には庄内藩の預地支配が復活する。特に嘉永三年(一八五〇)十二月には庄内藩に対し二回目の預地私領同様取扱いが許されたのであり、それに伴い天保十三年度より復活していた江戸・大坂廻米も再び中止となり、酒田御藏納が復活する予定であった。ところが、加茂湊の廻船問屋たちの出願により突如酒田御藏納は取止めとなり、庄内幕領の年貢米は急遽すべて⁽⁴⁷⁾ “加茂廻し”となる。

天保年間における大山領などの村々の加茂届けが前段として行われたことにより、嘉永年間以降の加茂廻しが本格的に実施されることになったと考えられる。

いずれの場合にも、酒田御蔵納に従事する酒田小舟方を中心とする年貢米輸送体制が大きく揺いでいたことが背景にあったのである。酒田御蔵納をめぐる問題は、十九世紀における酒田湊の川船輸送体制のあり方を考察するうえで一つの材料を提供するものと考えられる。

むすびに代えて

本稿では、庄内幕領に対する庄内藩の第一回私領同様預地が行われていた時の文化十二年（一八一五）度から天保十二年（一八四一）度まで実施されることになっていた“酒田御蔵納”について検討したものである。本稿で述べた点を次に列挙してむすびに代えたい。

第一に、酒田御蔵納は江戸・大坂廻米中止となったことから、代わって酒田湊にある庄内藩の御米蔵新井田蔵に年貢米を納入するものであり、納入させる年貢米は年々三千石であり、庄内幕領の年貢米の四分一弱にあたった。江戸・大坂廻米に比べ廻米量に大きな増減はないものの、村々の負担ははるかに少なく歓迎されたのである。

第二に、酒田御蔵納や年貢米川下げの仕法は文化十三年（一八一六）二月に布達されたが、私領同様取扱いが許されて三カ月ほどであり、酒田御蔵納の件が急遽決ったこともあり、新井田蔵のうちに専用の米蔵がなく櫛引蔵を借受ける等、全体に準備不足で始まったのであり、その点も以後酒田御蔵納の実施状況に大きく影響していったと考える。

第三に、預地年貢米の川下げ業務への参加を酒田小舟方に所属する川船所有者は拳って出願したが宿船制のもとで許可されず、世話役杉本善右衛門の差配に委ねたことから、最大でも小舟方の百二、三十艘が参加したにとどまったのみられ、そのため川船の配船が順調でなく、就航しても途中で正当な理由のない滞船もあり、川下げは遅れ気味になった

のである。しかも二度に及んでの川船運賃米の引上げが行われた。

第四に、酒田御藏納が行われない年もあり、代って幕領村々はしばしば皆金納が許された。平均すると二年の一度に近い割合で皆金納が行われた。そのため、年貢米の米拵え・俵拵えが粗末になったという指摘もあった。

第五に、皆金納とならず米納が行われた年でも、予定どおりの酒田御藏納ではなく、酒田に次ぐ湊である加茂湊の庄内藩米蔵に納入するところの「加茂届ケ」が行われた。加茂届ケは大山領村々などを中心に行ったが、この場合には、湯野浜村までは駄送され、湯野浜村より加茂湊までは海船を利用したのである。酒田小舟方の川船を利用しないで済み、はるかに順調に「廻米」されたものである。

第六に、天保年間を中心に酒田御藏納や加茂届ケとなる年貢米の一部は酒造地である大山村の酒屋たちに酒造米として借用されることが多かった。村々にとつても酒屋にとつても有利であったことになる。

第七に、米納された幕領の年貢米は販売等により換金され、年貢金の一部として幕府勘定所に上納されたのである。

注

(1) 拙著『出羽幕領支配の研究』三四一頁

(2) 拙著『近世幕領年貢制度の研究』五七六頁～五七八頁

(3) 右同書三〇八頁

(4) 「酒田御藏納」について、意識的に触れているのは唯一『三川町史』(一三三～一三五頁)だけとみられるし、

本格的に取扱った論稿はないと考えられる。

(5) 拙著『近世幕領年貢制度の研究』三〇一頁

(6) 天保二年に由利郡幕領がニカ村に減じたことから、年貢金は九〇一五兩三分と永二一五文四分に減じた(拙著『近世幕領年貢制度の研究』三二〇頁～三二二頁)。

(7) 文化十三年九月ヨリ「御用留帳」(酒田市局、池田家文書)

(8) 享保末年から由利領は専ら松前渡米ばかりで、江戸・大坂廻米は行っていない(拙稿「近世出羽幕領の松前渡米」、『日本海地域史研究』第十四輯)。

(9) 天保十三年ヨリ「御用記」(大山・羽根田家文書、鶴岡市郷土資料館)

(10) 田中徳右衛門政徳「郷政録」(鶴岡市郷土資料館)、なお文政三年に記述されたもの一部であるが、その分は明かに文化十二年に幕領村々に布達されたものである。

(11) 弘化二年九月の願書(弘化二年十月ヨリ「御用留」、大山・羽根田家文書)

(12) 「年貢米蔵払内仕立帳」(二口文書、鶴岡市郷土資料館)

(13) 文政六年十月の覚書(「御用留」鶴岡市郷土資料館湯野浜文書)

(14) (15) 田中政徳「郷政録」

(16) 拙著『近世幕領年貢制度の研究』四〇五頁

(17) 『郷政録』

(18) 天保十年正月ヨリ「御用留」(鶴岡市平田、五十嵐家文書)

(19) (20) 『御用留』(二口文書)、なお年貢米全体の成績や経費ではなかった可能性もある。

(21) 天保八年八月ヨリ「御用留」(鶴岡市平田・五十嵐家文書)

- (22) 『御用留』(二口文書)
- (23) 天保八年八月ヨリ『御用留』(平田・五十嵐家文書)
- (24) 〓(26) 「口上之覚」(『郷政録』)
- (27) 『御用留』(湯野浜文書)
- (28) 前田光彦監修『図説庄内の歴史』一五二頁
- (29) 『大山酒史』七〓九頁
- (30) 『大山町史』四〇六頁
- (31) 天保二年『御用留』(大山・羽根田家文書)
- (32) (33) 「仲間取極等諸控」(鶴岡市大山・渡会家文書)
- (34) 「口上之定」(「仲間取極等諸控」)
- (35) (36) 「仲間取極等諸控」
- (37) 天保五年「酒方用書稿」(大山・渡会家文書)
- (38) 横山昭男「庄内藩の蔵米輸送と酒田川船仲間の研究」(柚木学編『日本水上交通史論集』第一卷)
- (39) やや後年になるが、幕末の御城米川船輸送の実態については拙著『近世幕領年貢制度の研究』五四〇頁〓五四二頁を参照されたい。
- (40) 文化十三年三月「預地年貢米川下げ船につき覚」(『山形県史・近世史料』2)、なお前出の横山昭男論文も参照されたい。
- (41) 天保十年正月ヨリ「御用留」(鶴岡市平田・五十嵐家文書)
- (42) 天保八年八月ヨリ「御用留」(平田・五十嵐家文書)

- (43) 「酒田新井田役所手控」(『酒田市史資料篇』四)
- (44) 「魚漁御役永並御城米津出之事」(湯野浜文書、鶴岡市郷土史料館)
- (45) 天保十年正月ヨリ「御用留」(平田・五十嵐家文書)
- (46) 天保十一年四月の酒田御蔵納は一五五七俵にすぎなかったとみられる(「去亥御年貢米之内当子酒田出役中雑用書上帳」大山・羽根田家文書)。
- (47) 拙著『近世幕領年貢制度の研究』五二四頁